



鳥取県公報

令和元年7月4日(木)
号外第17号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県農作物種子条例(3)(生産振興課)・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県産業成長応援条例(4)(立地戦略課)・・・・・・・・・・ 9
	鳥取県立美術館の設置等に関する条例(5)(博物館)・・・・・・・・ 15

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県農作物種子条例

1 条例の制定理由

種子の生産について、ほ場及び生産物の審査及び証明を毎年実施し、並びに奨励品種の決定その他の措置を行うことにより、特定農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

2 条例の概要

(1) 奨励品種の決定等

ア 知事は、特定農作物の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するものとする。

イ 県は、農業に関する試験及び研究を行う県の機関（以下「試験場」という。）において、アの決定を行うために必要な試験を行うものとする。

(2) 種子生産振興計画

ア 知事は、優良な種子の生産及び普及を促進するための計画（以下「種子生産振興計画」という。）を策定するものとする。

イ 種子生産振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 優良な種子の安定的な生産に必要な施設又は設備の整備に関する事項

(イ) 優良な種子の生産及び普及に必要な技術及び人材に関する事項

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、優良な種子の生産及び普及の促進に関し必要な事項

ウ 知事は、指定種子改良団体を指定した場合において、種子生産振興計画を策定しようとするときは、指定種子改良団体の意見を聴くものとする。

(3) 種子計画

ア 知事は、毎年、その年における特定農作物の需給の見通し、種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、奨励品種の種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

イ 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 本県における年間の特定農作物の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(イ) (ア)に掲げるもののほか、種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関し必要な事項

(4) 県は、試験場に原種ほ及び原原種ほを設置して奨励品種の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

(5) 原種ほ等の指定等

ア 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合は、指定を受けようとする者の各年ごとの申請により、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）として指定することができる。

イ 指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、その経営する指定原種ほ等について、ほ場審査を受けなければならない。

ウ 指定原種等生産者は、指定原種ほ等において生産された原種等について、生産物審査を受けなければならない。

エ 知事は、イの審査の結果、指定原種ほ等が基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書を交付しなければならない。

オ 知事は、ウの審査の結果、原種等が基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、生産物審査証明書を交付しなければならない。

(6) 種子生産ほ場の指定等

ア 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、特定農作物の種子を生産する者が経営するほ場につ

- いて、指定を受けようとする者の各年ごとの申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。
- イ 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ場について、ほ場審査を受けなければならない。
- ウ 指定種子生産者は、指定種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。
- エ 知事は、イの審査の結果、指定種子生産ほ場が基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、ほ場審査証明書を交付しなければならない。
- オ 知事は、ウの審査の結果、特定農作物の種子が基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、生産物審査証明書を交付しなければならない。
- (7) 知事は、指定原種等生産者及び指定種子生産者に対し、種子の生産に関する技術の指導を行うものとする。
- (8) 指定種子改良団体
- ア 知事は、次の業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人又は団体を指定種子改良団体として指定することができる。
- (ア) 奨励品種の決定、変更又は廃止
- (イ) 種子計画の策定
- (ウ) 指定種子生産ほ場の指定、変更又は廃止
- (エ) 知事に対し、種子生産振興計画の策定について意見を述べること。
- イ アの指定を受けようとするものは、知事に申請しなければならない。
- ウ 指定種子改良団体は、名称その他の規則で定める事項を変更したときは、知事にその旨を届け出なければならない。
- エ 知事は、アの指定をしたときは、名称その他の規則で定める事項を告示するものとする。当該事項について、ウの届出がされたときも同様とする。
- オ 指定種子改良団体は、アの業務の運営上必要となる事項を規程で定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。
- (9) 知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、(1)アの奨励品種の決定、(3)アの種子計画の策定及び(6)アの指定種子生産ほ場の指定を行わない。
- (10) 県は、奨励品種の種子の生産及び普及に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (11) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県産業成長応援条例

1 条例の制定理由

県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動を支援することにより、県内における産業の成長を応援し、もって県内の経済の活性化を図ることを目的とする。

2 条例の概要

(1) 事業の認定

ア 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、産業成長事業（小規模事業者挑戦ステージ、生産性向上挑戦ステージ、成長・挑戦ステージ、成長・規模拡大ステージ又は一般投資支援）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認

めるときは、この限りでない。

(ア) 県内において行われること。

(イ) 事業の区分に応じてそれぞれ定める要件を満たすこと。

(ウ) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。

(エ) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。

(オ) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。

イ アの認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

ウ 知事は、産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業に認定した対象事業がアに規定する要件を満たさなくなったとき、又はアの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(2) 補助金の交付

ア 県は、予算の範囲内で、産業成長事業を実施する者に対しては産業成長応援補助金を、次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(ア) (1)ウの規定により認定を取り消された者

(イ) 認定事業実施者のうち、産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。以下この号において同じ。）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業成長事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、次世代ソフトウェア産業等創出事業にあっては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

イ 県は、産業成長事業を実施する者に産業成長応援補助金と同等の給付金（以下「産業成長応援間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業成長応援間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業成長事業を実施する者に対しては、産業成長応援補助金は交付しない。

(3) 補助金の額

ア 産業成長応援補助金の額は、事業の区分に応じてそれぞれ定める200万円から10億円までの補助限度額以下の額とする。

イ アにより算出した産業成長応援補助金の額が2億円を超える場合における当該産業成長応援補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。

ウ 次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の額は、対象事業の実施により知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年ごとに1,000万円以下の額とする。

エ 産業成長応援間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業成長応援間接補助金の額にその交付に要する経費の額（1の産業成長事業を実施する者について3万円を限度とする。）を加えた額以下の額とする。

(4) 特定認定事業実施者の責務

ア 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を(2)ア(イ)に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

イ 特定認定事業実施者は、(2)ア(イ)に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

(5) (2)に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上

に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県企業立地等事業助成条例は、廃止する。

ウ 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例について、所要の改正を行う。

エ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立美術館の設置等に関する条例

1 条例の制定理由

鳥取県立博物館の美術分野について、鳥取県立美術館として分離独立させる。

2 条例の概要

(1) 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。

(2) 県立美術館の指定管理者による管理、開館時間、休館日、利用料金その他その管理に関する事項を定める。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律により、県立美術館に係る特定事業を実施する選定事業者として選定された法人等を指定管理者の候補者とするものとする。

(4) 県立美術館の運営に関する事項を審議させるため、鳥取県立美術館協議会を置くとともに、当該協議会の委員の定数その他必要な事項について定める。

(5) 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、(ア)及び(イ)に掲げる事項を除き、公布の日から起算して6年を超えない範囲内で規則で定める日とする。

(ア) (3)及び(イ)に関する事項並びにウに関する事項の一部 公布の日

(イ) (4)に関する事項及びウに関する事項の一部 公布の日から起算して5年を超えない範囲内で規則で定める日

イ この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができることとする。

ウ 重要な公の施設等の指定等に関する条例、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例及び鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

条 例

鳥取県農作物種子条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

鳥取県農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、種子の生産について、ほ場及び生産物の審査及び証明を毎年実施し、並びに奨励品種の決定その他の措置を行うことにより、農作物の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- (2) ほ場審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において栽培中の特定農作物の出穂、穂ぞろい及び成熟状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。
- (3) 生産物審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。
- (4) 指定種子改良団体 法人又は団体であつて、第14条の規定による知事の指定を受けたものをいう。

(奨励品種の決定等)

第3条 知事は、特定農作物の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するものとする。

2 県は、農業に関する試験及び研究を行う県の機関（以下「試験場」という。）において、前項の規定による決定を行うために必要な試験を行うものとする。

(種子生産振興計画)

第4条 知事は、優良な種子の生産及び普及を促進するための計画（以下「種子生産振興計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 優良な種子の安定的な生産に必要な施設又は設備の整備に関する事項
- (2) 優良な種子の生産及び普及に必要な技術及び人材に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、優良な種子の生産及び普及の促進に関し必要な事項

3 知事は、指定種子改良団体を指定した場合において、種子生産振興計画を策定しようとするときは、指定種子改良団体の意見を聴くものとする。

(種子計画)

第5条 知事は、毎年、その年における特定農作物の需給の見通し、種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、奨励品種の種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 本県における年間の特定農作物の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関し必要な事項

(原種等の生産等)

第6条 県は、試験場に原種ほ及び原原種ほを設置して奨励品種の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

(原種ほ等の指定)

第7条 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合は、

当該ほ場を指定原種ほ又は指定原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）として指定することができる。

- 2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない。

（指定原種ほ等に係る審査）

第8条 指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定原種ほ等について、ほ場審査を受けなければならない。

- 2 指定原種等生産者は、次条第1項の規定により交付を受けた原種ほ審査証明書又は原種ほ審査証明書に係る指定原種ほ等において生産された原種等について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。
- 3 第1項のほ場審査及び前項の生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定原種等生産者の請求によって行うものとする。
- 4 知事は、指定原種等生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。
- 5 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。
- 6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（原種ほ証明書等の交付）

第9条 知事は、ほ場審査の結果、指定原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、規則で定める原種ほ審査証明書又は原種ほ審査証明書を交付しなければならない。

- 2 知事は、生産物審査の結果、原種等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。

（種子生産ほ場の指定）

第10条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、特定農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

- 2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない。

（指定種子生産ほ場に係る審査）

第11条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定種子生産ほ場について、ほ場審査を受けなければならない。

- 2 指定種子生産者は、次条第1項の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。
- 3 第1項のほ場審査及び前項の生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行うものとする。
- 4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。
- 5 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。
- 6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（ほ場審査証明書等の交付）

第12条 知事は、ほ場審査の結果、指定種子生産ほ場が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。

- 2 知事は、生産物審査の結果、特定農作物の種子が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。

（指定原種等生産者等への指導）

第13条 知事は、指定原種等生産者及び指定種子生産者に対し、種子の生産に関する技術の指導を行うものとする。

（指定種子改良団体）

第14条 知事は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又は団体を指定種子改良団体として指定することができる。

- (1) 奨励品種の決定、変更又は廃止
- (2) 種子計画の策定
- (3) 指定種子生産ほ場の指定、変更又は廃止
- (4) 知事に対し、種子生産振興計画の策定についての意見を述べること。

2 前項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 指定種子改良団体は、名称その他の規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、名称その他の規則で定める事項を告示するものとする。当該事項について、前項の規定による変更の届出がされたときも同様とする。

5 指定種子改良団体は、第1項各号の業務の運営上必要となる事項を規程で定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(知事による奨励品種の決定等)

第15条 知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による奨励品種の決定、第5条第1項の規定による種子計画の策定及び第10条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。

(財政上の措置)

第16条 県は、奨励品種の種子の生産及び普及に必要となる財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事又は知事が指定する者によって本県において普及すべき優良な品種として決定されている特定農作物の品種については、第3条第1項の規定による決定をしたものと、この条例の施行の際現に知事が指定する者によって策定されている種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画については、第5条第1項の規定による策定をしたものと、この条例の施行の際現に知事が指定する者によって知事によるほ場審査を受けるべきほ場として指定されている種子生産ほ場については、第10条第1項の規定による指定をしたものと、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日の属する年（以下「施行年」という。）における知事によるほ場審査を受けた者については、第11条第1項の規定によるほ場審査を受けたものと、施行日前に施行年における知事による生産物審査を受けた者については、同条第2項の規定による生産物審査を受けたものと、施行日前に知事が交付した施行年において種子生産ほ場が知事の定める基準に適合している旨の証明書は第12条第1項の規定によるほ場審査証明書と、施行日前に知事が交付した施行年において生産された特定農作物の種子が知事の定める基準に適合している旨の証明書は同条第2項の規定による生産物審査証明書とみなす。

鳥取県産業成長応援条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県産業成長応援条例

(目的)

第1条 この条例は、県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動を支援することにより、県内における産業の成長を応援し、もって県内の経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利の目的をもって事業を営む法人、組合同（知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。）又は個人をいう。
- (2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第7項に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。
- (3) 重点分野 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要があるものとして規則で定める産業の分野をいう。
- (4) 補助対象経費 対象事業に要する費用のうち、知事が別に定める費用の額の合計額をいう。
- (5) 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が別に定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が別に定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。）をいう。
- (6) 投下少額資産額 工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附随して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるものの額をいう。
- (7) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を除く。）をいう。
- (8) 初年度賃借料 賃借料（第4条に規定する次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の補助対象経費となる賃借料を除く。）のうち、第3条第1項の認定を受けた対象事業（以下「認定対象事業」という。）の完了の日から1年間分の額をいう。
- (9) 人材確保費用 認定対象事業によって営むこととなった事業を実施するための人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるものの合計額をいう。
- (10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第13条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (11) 特定承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画であつて知事が別に定めるものをいう。
- (12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第8条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。

(事業の認定)

第3条 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。
- (2) 別表の事業の区分欄に定める区分に応じ、同表の認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
- (4) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。
- (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、産業成長事業又は次世代ソフトウェア産業等創出事業に認定した対象事業が第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第4条 県は、予算の範囲内で、産業成長事業を実施する者に対しては産業成長応援補助金を、次世代ソフトウェア産業等創出事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第3項の規定により認定を取り消された者
- (2) 認定事業実施者のうち、産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。以下この号において同じ。）又は次世代ソフトウェア産業等創出事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業成長事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、次世代ソフトウェア産業等創出事業にあっては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

2 県は、産業成長事業を実施する者に産業成長応援補助金と同等の給付金（以下「産業成長応援間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業成長応援間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業成長事業を実施する者に対しては、産業成長応援補助金は交付しない。

(補助金の額)

第5条 産業成長応援補助金の額は、別表の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

2 前項の規定により算出した産業成長応援補助金の額が2億円を超える場合における当該産業成長応援補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。

3 次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金の額は、対象事業の実施により別表次世代ソフトウェア産業等創出事業の項認定要件の欄第2号の雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年（第3条第1項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表の補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

4 産業成長応援間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業成長応援間接補助金の額にその交付に要する経費の額（1の産業成長事業を実施する者について3万円を限度とする。）を加えた額以下の額とする。

(特定認定事業実施者の責務)

第6条 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を第4条第1項第2号に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

2 特定認定事業実施者は、第4条第1項第2号に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

(認定事業実施者の事業活動の支援)

第7条 第4条に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県企業立地等事業助成条例の廃止)

2 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)は、廃止する。

(鳥取県企業立地等事業助成条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

4 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業成長応援条例(令和元年鳥取県条例第4号)第3条第1項に規定する産業成長事業(成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。)</u>を行う者(令和5年3月31日までに当該産業成長事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、<u>同条例第4条に規定する産業成長応援補助金(以下「産業成長応援補助金」という。)</u>の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第6条 <u>鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地事業</u>を行う者(令和5年3月31日までに当該<u>企業立地事業</u>の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、<u>同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)</u>の交付の決定を受けた者に限る。)について、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80</p>

<p>条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>産業成長応援補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>企業立地事業補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 略</p>
--	---

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額	補助限度額
産業成長事業	小規模事業者挑戦ステージ	(1) 県内に主たる事業所を有する法人又は個人であって常時使用する従業員の数が20人以下であるものが行う事業であること。 (2) 新たな取組を行うものであることその他知事が別に定める要件を満たすこと。	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
	生産性向上挑戦ステージ	(1) 県内に主たる事業所を有する事業者が行う事業であること。 (2) 認定経営力向上計画に基づき行われる事業であること。 (3) 生産性の向上その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあっては3分の2）を乗じて得た額	500万円
	成長・挑戦ステージ	(1) 県内に主たる事業所を有する事業者が行う事業であること。 (2) 特定承認地域経済牽引事業計画又は承認経営革新計画	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあっては3分の2）を乗じて得た額	(1) 重点分野にあっては1,500万円 (2) (1)以外の分野にあっては

	<p>に基づき行われる事業であること。</p> <p>(3) 雇用その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>		<p>ては1,000万円</p>
成長・規模拡大ステージ	<p>(1) 県内に事業所を有する事業者であること。</p> <p>(2) 県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として知事が別に定める地域で行われる事業であること。</p> <p>(3) 重点分野に係る事業であること。</p> <p>(4) 投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超える事業であること。</p> <p>(5) 特定承認地域経済牽引事業計画又は承認経営革新計画に基づき行われる事業であること。</p> <p>(6) 雇用その他の事項について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、総額は150万円を限度とする。）</p> <p>(5) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業若しくは本社機能の移転を伴う事業（知事が別に定めるものに限る。）にあつては、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額及び投下少額資産額の合計額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額</p>	<p>10億円</p>
一般投資支援	<p>(1) 県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域として知事が別に定める地域で行われる事業であること。</p> <p>(2) 製造業又は県内の経済の活性化に資するものとして知事が別に定める事業であること。</p> <p>(3) 投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超える事業であること。</p> <p>(4) 雇用について知事が別に定める要件を満たすこと。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を上限とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に10分の1（知事が別に定める土地、家屋及び償却資産の取得に係る投下固定資産額にあつては、100分の15）を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た</p>	<p>5億円</p>

			額（1人当たり30万円を限度とし、総額は90万円を限度とする。）	
次世代ソフトウェア産業等創出事業		(1) 県内において行うソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める事業であること。 (2) 雇用について知事が別に定める要件を満たすこと。	次に掲げる額の合計額 (1) 事業所及び設備（新たに認定対象事業によって営むこととなった事業の用に供され、又は増加したものに限り。）の賃借に要する費用その他の知事が別に定める費用の額に2分の1を乗じて得た額 (2) 人材確保費用（認定を受けた日から5年を経過する日までの間に発生した費用に限る。）に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、5年間の総額は150万円を限度とする。）	1,000万円

鳥取県立美術館の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第5号

鳥取県立美術館の設置等に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理（第3条―第12条）
- 第3章 鳥取県立美術館協議会（第13条―第16条）
- 第4章 ネットワークの構築（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他必要な事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 県民の教育、美術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立美術館（以下「県立美術館」という。）を倉吉市に設置する。

第2章 管理

（指定管理者による管理）

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、県立美術館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- （1） 県立美術館の施設設備の維持管理に関する業務
- （2） 前号に掲げるもののほか、県立美術館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（指定管理者の選定の特例）

第4条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第2号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、県立美術館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から15年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第6条 県立美術館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 県立美術館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

（利用の許可）

第7条 県立美術館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる

とき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、県立美術館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、県立美術館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 県立美術館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 県立美術館の施設設備又は美術館資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けずに美術館資料を模写し、又は撮影すること。

(3) 喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食をすること。

(4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県立美術館への入館を拒み、又は県立美術館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県立美術館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者

(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、県立美術館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県立美術館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

第3章 鳥取県立美術館協議会

(設置)

第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第14条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営に関する細則)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第4章 ネットワークの構築

第17条 教育委員会は、県立美術館、県内の他の美術館その他の文化施設相互のネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に活用することにより、県立美術館の提供するサービスによる利益が鳥取県の全域にわたって等しく享受できるものとなるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(教育委員会規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、県立美術館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、次項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第3章及び附則第6項の規定 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において規則で定める日

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(最初の指定管理者の管理の期間)

3 第5条の規定にかかわらず、前項の規定によりこの条例の施行前に第3条の規定による指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間は、この条例の施行の日から令和22年3月31日までとする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

4 重要な公の施設等の指定等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された鳥取県立美術館</u></p>	<p>(重要な公の施設)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号に規定する条例で定める重要な公の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

5 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 公の施設に係る特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）を実施する民間事業者として民間資金法第8条第1項の規定に基づき選定された法人等を指定管理候補者とするとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項（第2号を除く。）の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、第6条第1項第2号の規定により選定された指定管理候補者を指定管理者に指定する場合においては、民間資金法第5条第2項第5号に規定する事業契約に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(指定管理候補者の選定の特例)</p> <p>第6条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。</p> <p>3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、個別条例にこの旨を定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 6 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県立博物館	博物館法（昭和26年法律第285号）	鳥取県立博物館	博物館法（昭和26年法律第285号）

館協議会	第20条第2項に規定する事項	館協議会	第20条第2項に規定する事項
鳥取県立美術 館協議会			
略		略	